

第5編

保険税務

目 次

1-3 リスク管理

第5編 保険税務

第1章 生命保険・傷害疾病保険と税金

1. 個人契約	★★★★	1
(1) 生命保険料控除とは	★★	1
(2) 生命保険料控除の種類	★★	2
(3) 生命保険料控除額	★★	3
(4) 個人が受け取る保険金と税金	★★★	5
(5) 生命保険契約に関する権利		6
(6) 病気やケガを支払事由とする保険金・給付金と税金	★★★	6
(7) 個人年金と税金	★★★	7
(8) 相続・遺贈または贈与により取得した年金受給権の評価額		8
(9) 年金受取期間中に年金受取人が死亡した場合		8
(10) 年金受取期間中に被保険者が死亡した場合		9
(11) 支払調書		9
2. 個人事業主と支払保険料		
(1) 支払保険料		10
3. 法人契約と経理処理	★★★★	10
(1) 仕訳と金額記入のルール		10
(2) 定期保険および第三分野保険の保険料	★★★	11
(3) 終身保険	★★	14
(4) 養老保険	★★★	14
(5) 定期保険特約付養老保険・定期保険特約付終身保険		15
(6) 従前契約の長期平準定期保険の経理処理		16
(7) 個人年金保険		17
(8) 満期保険金・解約返戻金を受け取った場合の経理処理		17
(9) 死亡保険金・高度障害保険金を受け取った場合の経理処理	★	18
(10) 入院給付金等を受け取った場合の経理処理	★	19
(11) 配当金を受け取ったときの経理処理		20
過去問題演習 - 15		20
過去問題演習 - 16・17		21

第2章 損害保険と税金

1. 個人契約	★★★★	22
(1) 地震保険料控除	☆	22
(2) 長期損害保険契約の経過措置		22
(3) 地震保険料控除の手続き		22
(4) 個人契約の保険金と税金	★★★★	23
(5) 税金の減免		24
2. 個人事業主と損害保険		
(1) 支払保険料		24
(2) 保険金と税金		25
3. 法人契約	★★	26
(1) 損害保険料の経理処理	☆	26
(2) 保険金と税金	★★	27
過去問題演習 - 18		29

第1章 生命保険・傷害疾病保険と税金

1. 個人契約 ★★★★

(1) 生命保険料控除とは ★★

個人が一定要件を満たす生命保険契約等を締結して保険料を支払った場合、一定額がその年の所得から控除され、税負担が軽減される。これを生命保険料控除という。生命保険契約は、その始期により「新契約」と「旧契約」に区分され、所定の金額が控除される。

図表3-99

新契約	契約始期が 2012(平成24)年1月1日以後 である契約 旧契約のうち 2012(平成24)年1月1日以後に契約更新 などをした契約
旧契約	契約始期が 2011(平成23)年12月31日以前 である契約

1) 生命保険料控除の対象となる契約

一般の生命保険会社や損害保険会社との契約（外貨建ても含む）、旧簡易保険、共済団体との契約のうち、契約者（納税者）が保険料を負担し、保険金や年金の受取人が、本人または配偶者、その他の親族（6親等内の血族と3親等内の姻族）となっている契約の保険料や掛金で、その年に支払った額が控除対象となる。

2) 生命保険料控除の対象とならない契約 ★

傷害保険、保険期間5年未満の貯蓄保険、財形貯蓄保険、**団体信用生命保険**、**少額短期保険**の保険料など、また**新契約のうち災害割増特約、傷害特約、災害入院特約**などの特約保険料も**控除対象とはならない**。

3) 生命保険料控除の対象となる保険料 ★★

- ① **1月1日～12月31日**までに支払った保険料・掛金の**正味払込保険料合計額**が控除額計算の対象となる。

$$\text{支払保険料} - \text{配当金（割戻金）} = \text{正味払込保険料}$$

- ② 一時払保険料は保険料を支払った年の1回だけ控除される。
 ③ 前納保険料は、毎年その払込期日に対応する金額が控除対象となる。
 ④ 自動振替貸付によって支払われた保険料も控除の対象となる。
 ⑤ 復活保険料は復活保険料が支払われた年のみ控除される。

合格のポイント

- 生命保険契約は、その契約始期により新契約（2012年1月以後始期）と旧契約（2011年12月以前始期）に区分される。
- 旧契約のうち2012年1月以後に契約更新、特約付加などがあるものは新契約の扱い。
- 団体信用生命保険、少額短期保険、新契約の災害割増特約・傷害特約・災害入院特約などの保険料は生命保険料控除の対象とならない。

(2) 生命保険料控除の種類

★★

その契約内容によって**一般の生命保険料控除**、**介護医療保険料控除**、**個人年金保険料控除**の3つに区分され、それぞれ別個に適用することができる。

1) 一般の生命保険料控除

控除対象は、終身保険や定期保険、養老保険、特定疾病保障(定期)保険などの主契約保険料および特約保険料などで、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の適用を受けるものは除かれる。なお、旧契約における災害割増特約や傷害特約などの特約保険料は、一般の生命保険料控除の対象となる。

2) 介護医療保険料控除

★

介護医療保険料控除は、**新契約のみに適用**されるもので、医療保険、医療費用保険、がん保険、介護保障保険、介護費用保険、所得補償保険などの傷害疾病保険契約等（ただし、身体の傷害にのみ起因して保険金を支払うものを除く）に係る**主契約保険料**および**特約保険料**が対象となる。

なお、旧契約における医療保険、がん保険、介護保障保険、疾病入院特約、災害入院特約などに係る保険料は一般の生命保険料控除の対象となる。

3) 個人年金保険料控除

★

個人年金保険料控除の対象となるのは、**個人年金保険料税制適格特約**を付加した個人年金保険で、次の要件をすべて満たす必要がある。この要件を満たさない個人年金保険契約の保険料は、一般の生命保険料控除の対象となる。

- ① **年金受取人は契約者またはその配偶者**であり、かつ、**被保険者と同一人**であること。
- ② 保険料または掛金の払込みは、年金支払開始日前**10年以上**の期間にわたって**定期**に行うものであること。
(注) 一時払いは不可。ただし、10年以上の期間の前納契約や全期前納契約は対象となる。
- ③ 年金の支払方法は、受取人の年齢が**6歳に達した日以後**の日から**10年以上**の期間、または**生存している全期間**にわたって定期に行うものであること。

(注) 終身年金に限り、60歳未満の受取り開始も控除対象となる。

個人年金保険に特約が付加されている場合、その特約保険料は一般の生命保険料控除または介護医療保険料控除の対象となる。なお、変額個人年金保険に係る保険料は一般の生命保険料控除の扱いとなる。

合格のポイント

1. 控除対象は、1年間に支払った正味保険料で、契約内容に応じて一般の生命保険料・個人年金保険料の控除が適用され、介護医療保険料控除は新契約のみに適用される。
2. 個人年金保険料控除の適用要件（変額個人年金保険は対象外）
 - ・年金受取人が契約者またはその配偶者で、被保険者と同一であること。
 - ・保険料払込期間が10年以上であること。
 - ・終身年金以外は受取開始日の年齢が60歳以上で受取期間が10年以上であること。

4) 生命保険料控除の手続き

年末調整により適用を受ける会社員や公務員などの場合は、生命保険会社の発行する生命保険料控除証明書（以下、証明書）を「給与所得者の保険料控除申告書」に添付して勤務先に提出すれば控除を受けることができる。

確定申告により適用を受ける自営業者や年金所得者などの場合は、原則として所得税の確定申告書に証明書を添付して生命保険料控除の申告を行う。

(3) 生命保険料控除額 ★★

対象契約が新契約か旧契約かによって適用区分、控除額が異なる。

1) 新契約の控除額 ★★

新契約に係る生命保険料控除は、**一般**の生命保険料控除、**介護医療**保険料控除、**個人年金**保険料控除の3つが適用される。

所得税の**控除限度額**は**それぞれ4万円**で**合計12万円**、住民税の控除限度額はそれぞれ2.8万円であるが合計は7万円限度となる。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般の生命保険料控除 ・ 個人年金保険料控除 ・ 介護医療保険料控除 	} それぞれの控除額を下記速算表で求めて合計する。 (合計控除額は所得税12万円限度、住民税7万円限度)
--	---

(注) 2025年以後、23歳未満の扶養親族を有する世帯の一般の生命保険料控除額が6万円に引き上げられる予定（総額の12万円限度は据え置かれる）。

図表3-100・新契約に係る所得税の生命保険料控除額 ★

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下	正味払込保険料の全額
20,000円超 40,000円以下	(正味払込保険料×1/2) + 10,000円
40,000円超 80,000円以下	(正味払込保険料×1/4) + 20,000円
80,000円超	一律 40,000円

図表3-101・新契約に係る住民税の生命保険料控除額

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下	正味払込保険料全額
12,000円超 32,000円以下	(正味払込保険料×1/2) + 6,000円
32,000円超 56,000円以下	(正味払込保険料×1/4) + 14,000円
56,000円超	一律 28,000円

合格のポイント

1. 新契約に係る生命保険料控除額は、年間の正味払込保険料が8万円を超えると一律4万円である。
 - ・ 一般の生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の3つを併せた控除額は最高12万円となる。

2) 旧契約の控除額

★

旧契約に係る生命保険料控除額は、**一般**の生命保険料控除および**個人年金**保険料控除の2つが適用される。所得税の**控除限度額はそれぞれ5万円**で**合計10万円**、住民税の控除限度額はそれぞれ3.5万円¹で合計7万円限度となる。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般の生命保険料控除 ・ 個人年金保険料控除 	} それぞれの控除額を下記速算表で求めて合計する。 } (合計控除額は所得税10万円限度、住民税7万円限度)
---	---

図表3-102・旧契約に係る所得税の生命保険料控除額

★

年間正味払込保険料	控除される金額
25,000円以下	正味払込保険料全額
25,000円超 50,000円以下	(正味払込保険料×1/2) + 12,500円
50,000円超 100,000円以下	(正味払込保険料×1/4) + 25,000円
100,000円超	一律 50,000円

図表3-103・旧契約に係る住民税の生命保険料控除額

年間正味払込保険料	控除される金額
15,000円以下	正味払込保険料全額
15,000円超 40,000円以下	(正味払込保険料×1/2) + 7,500円
40,000円超 70,000円以下	(正味払込保険料×1/4) + 17,500円
70,000円超	一律 35,000円

3) 旧契約について契約変更等があった場合

旧契約について、**2012(平成24)年1月1日以後に契約変更**（主契約の更新、特約の更新、契約転換、一定の特約の中途付加など）が行われた場合、その旧契約は**新契約とみなされる**。

4) 旧契約と新契約が混在するときの控除額

新契約と旧契約の双方の支払保険料について、一般の生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合は、新契約に係る控除額（4万円限度）、旧契約に係る控除額（5万円限度）、新旧双方について適用を受ける控除額（4万円限度）のうち有利なものを選択することができる。ただし、介護医療保険料控除とあわせた最大控除額は所得税12万円、住民税7万円となる。

合格のポイント

1. 旧契約に係る生命保険料控除額は、年間の正味払込保険料が10万円を超えると一律5万円である。
 - ・ 一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除と併せた控除額は最高10万円となる。
2. 新旧の契約が混在する場合の最高控除額は、合計で12万円限度。

(4) 個人が受け取る保険金と税金

★★★

1) 死亡保険金と税金

★★★

死亡保険金（配当金を含む）は、契約形態により相続税、贈与税、または所得税と住民税のうちいずれかの課税対象となる。**契約者**（＝保険料負担者、以下同じ）と**被保険者が同一人**であれば**相続税**、**契約者と保険金受取人が同一人**であれば**一時所得**として所得税・住民税、契約者・被保険者・受取人がすべて異なる場合は贈与税の対象となる。

図表3-104・死亡保険金の課税関係

契約者	被保険者	保険金受取人	適用される税区分
夫	夫	妻、子	相続税（非課税の適用あり）
		法定相続人以外の人	相続税（非課税の適用なし）
夫	妻・子	夫	所得税＋住民税（一時所得）
夫	妻	子	贈与税
	子	妻	

2) 満期保険金と税金

★

満期保険金（配当金を含む）や解約返戻金（同）などは、**受取人と契約者が同一人**であれば保険差益が**一時所得として所得税と住民税**の課税対象となり、**受取人と契約者が異なる**場合は、**贈与税**の課税対象となる。

図表3-105・満期保険金・生存保険金の課税関係

契約者	被保険者	保険金受取人	適用される税区分
夫	夫・妻・子	夫	所得税＋住民税（一時所得）
		妻・子	贈与税

3) 所得税（一時所得）、住民税の対象となる場合

一時所得の計算式は下記のとおりで、一時所得の金額の2分の1相当額が総所得金額に算入され、課税対象となる。

$$\begin{aligned} \text{一時所得の金額} &= \text{受取保険金額} + \text{配当金} - \text{払込保険料総額} - \text{特別控除額} \\ & \hspace{15em} (\text{年間50万円限度}) \\ \text{課税対象となる金額} &= \text{一時所得の金額} \times 1/2 \end{aligned}$$

一時払養老保険および**一時払確定年金保険**で、**契約から5年以内**に受け取る解約返戻金（養老保険は満期保険金を含む）は、金融類似商品として、差益に対して20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%）の**源泉分離課税**となる。

合格のポイント

1. 死亡保険金は、契約者と被保険者が同一であれば、誰が受け取っても相続税の対象。
2. 契約者、被保険者、受取人がすべて異なる場合の死亡保険金は贈与税の対象。
3. 契約者と受取人が同一の場合、死亡・満期保険金とも一時所得として所得税の対象。
4. 契約者と受取人が異なる場合の満期保険金は贈与税の対象となる。
5. 一時払契約（養老・確定年金）で、契約から5年以内の解約返戻金は源泉分離課税。

4) 相続税について

相続税の対象となる死亡保険金のうち、その受取人が法定相続人である場合は、下記算式で求めた額まで相続税を非課税とする規定が適用される。なお、死亡保険金は生命保険契約に限らず、損害保険契約や共済契約に基づく保険金を含む。

$$\text{死亡保険金の非課税限度額} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

5) 贈与税について

下記の計算式のとおり、贈与税の課税価格は基礎控除後の金額になる。

$$\text{贈与税の課税価格} = \text{受取保険金} + \text{配当金} - \text{贈与税の基礎控除額 (110万円)}$$

(5) 生命保険契約に関する権利

相続開始時に保険事故が発生していない保険契約で、被相続人が保険料の全部または一部を負担している場合、その負担部分の解約返戻金の請求権が相続財産となる。よって、**生命保険契約に関する権利の価額**は課税時期における**解約返戻金相当額**で評価される。

1) 保険事故発生前の契約者変更について

保険事故発生前に契約者や受取人を変更しても、変更時点で課税関係は生じない。将来において保険事故（死亡、満期、解約など）が生じたときに、実質の保険料負担者、保険金受取人等の形態により、課税関係が決定する。

なお、相続により生命保険契約等に関する権利を取得した場合、被相続人が支払った保険料は、相続によりその権利を取得した者が支払ったものとされる。

(6) 病気やケガを支払事由とする保険金・給付金と税金 ★★★

生命保険契約等に基づいて、**病気やケガ、介護等を支払事由**（死亡を除く）とする高度障害保険金、**特定疾病保険金、がん診断給付金、リビング・ニーズ保険金、入院給付金、手術給付金、介護一時金や介護年金、所得補償保険金などの保険金や給付金等は非課税**になる。

保険金や給付金等の支払いを受ける者（被保険者）と契約者（保険料負担者）が異なる場合であっても、その支払いを受ける者が契約者の配偶者、直系血族、生計を一にするその他の親族であるときは、当該給付金等は非課税になる。

合格のポイント

1. 生命保険契約の権利の評価額は、課税時期の解約返戻金相当額。
2. 病気やケガ、介護等に基因して支払いを受ける保険金や給付金は非課税となる。
 (例) 高度障害保険金、特定疾病保険金、リビング・ニーズ保険金、がん診断給付金、入院給付金、手術給付金、所得補償保険金など
3. 上記の保険金等の支払いを受ける者と契約者（保険料負担者）が異なる場合、支払いを受ける者が契約者の配偶者、直系血族、その他の親族である場合は非課税となる。

(7) 個人年金と税金

★★★

生命保険契約等に基づいて**個人が受け取る年金**は、必要経費を差し引いた後の金額が**雑所得**となり、**所得税と住民税**の課税対象になる。

なお、**契約者（保険料負担者）と年金受取人が異なる**場合は、相続時や**年金受取開始時に年金受給権の相続または贈与**があったものとして**相続税または贈与税の課税対象**となる。その後、毎年受け取る年金は、雑所得（相続税・贈与税の課税部分を除く）として所得税と住民税の対象となる。

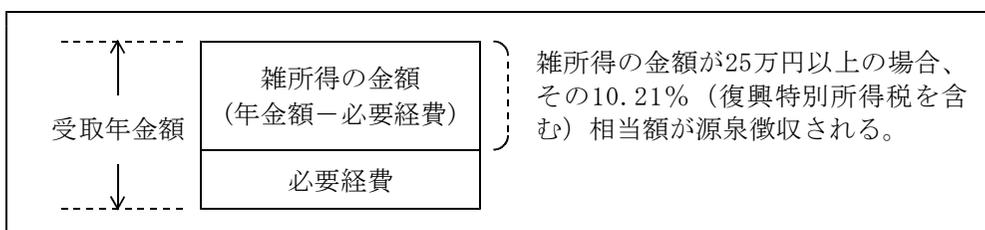
図表3-106・基本的な課税関係

契約者	被保険者	年金受取人	税の取扱い	
			受給権発生時	毎年の年金
夫	夫	夫	—	所得税＋住民税（雑所得）
夫	夫	妻	年金受給権に 相続税・贈与税	所得税＋住民税（雑所得）
夫	妻	妻		

1) 毎年受け取る年金と税金

★

受け取る年金額から必要経費を差し引いた後の金額が雑所得として所得税、住民税の課税対象となる。



① 必要経費とは

次の算式で求めた額が雑所得の金額となる。 $\boxed{\quad}$ を必要経費率といい、小数点以下第3位以下を切り上げ、第2位まで算出する。「年金年額×必要経費率」で求めた額が必要経費となる。

$$\text{雑所得の金額} = \text{その年の年金額} - \text{年金年額} \times \frac{\text{既払込正味保険料総額}}{\text{年金の総支給見込額}}$$

(注) 必要経費を算定する年金年額は配当金を含まない約定年金額を用いる。

合格のポイント

- 個人年金保険からの受取年金は、雑所得として所得税と住民税の課税対象。
- 契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取開始時に年金受給権が相続税または贈与税の対象となり、以後受け取る年金は課税された部分を除いて所得税と住民税の対象。
- 毎年受け取る年金は、「年金額－必要経費＝雑所得」として所得税・住民税の対象。

2) 年金を一括して一時金で受け取った場合の税金 ★★

確定年金の年金現価を一時に受け取った場合は一時所得の扱いとなる。

保証期間付年金の保証期間分の年金現価を受け取った場合は雑所得の扱いとなり、この場合、保証期間経過後に被保険者が生存していれば、残余の期間について年金支給が再開される。

3) 年金受取開始前の死亡給付金（一時金） ★

年金受取開始前に被保険者が死亡し、一時金で死亡給付金が支払われる場合は、死亡保険金同様に、契約者（保険料負担者）と被保険者、死亡給付金受取人の関係によって相続税、贈与税、所得税（一時所得）のいずれかの課税対象となる。

契約者と被保険者が同一である場合の死亡給付金は相続税の対象となるが、年金受取開始前と受取開始以後では取扱いが異なる。

- ① 年金受取開始前の死亡給付金は、要件を満たせば死亡保険金の**非課税枠が適用**される。
- ② 年金受取開始後の死亡給付金は死亡保険金の非課税枠の適用はない。

(8) 相続・遺贈または贈与により取得した年金受給権の評価額

1) 給付事由が発生している年金受給権の評価額

相続もしくは遺贈または贈与により取得した年金の受給権は、次の3つの金額のうち、**いずれか多い金額**で評価される。

A	解約返戻金相当額
B	定期金に代えて一時金で受け取ることができる場合は、その一時金の額
C	予定利率等を基に算出した額

2) 給付事由が発生していない年金受給権の評価額

原則として**解約返戻金の額**で評価される。

(9) 年金受取期間中に年金受取人が死亡した場合

年金受取人と被保険者が異なる契約で、確定年金の受取期間中や保証期間付年金の保証期間内に年金受取人が死亡した場合は、**年金受給権の評価額が相続税**の対象となる。その後は、年金を受け取る年ごとに、年金を課税部分と非課税部分（相続課税された部分）に振り分けた上で、課税部分が雑所得として所得税、住民税の対象となる。

合格のポイント

- 1. 年金受取開始前の死亡給付金に限り、要件を満たせば相続税の死亡保険金の非課税枠が適用される。
- 2. 相続・遺贈または贈与で取得した年金受給権の評価額
 - ・給付事由が発生していないものは解約返戻金相当額
 - ・給付事由が発生しているものは、解約返戻金・予定利率等で算出した額など3つの評価方法で最も高い額で評価される。

(10) 年金受取期間中に被保険者が死亡した場合

確定年金の受取期間中や保証期間付年金の保証期間内に被保険者が死亡した場合は、残存期間分については年金、または残存期間分の年金現価が一時金として支払われる。課税関係は契約形態により次のようになる。

なお、年金受給権に相続税または贈与税が課せられた年金契約から受ける毎年の年金は、課税部分と非課税部分（相続課税された部分）に振り分けた上で、課税部分が雑所得として所得税、住民税の対象となる。

図表3-107・被保険者死亡の場合の課税関係

契約者	被保険者 (死亡)	年金 受取人	死亡一時金 受取人	受取方法	税金の種類
夫	夫	夫	妻	一時金	相続税
				年金	年金受給権に相続税 以後は毎年雑所得
	妻	夫	夫	一時金	一時所得
				年金	雑所得
妻	妻	夫	一時金	一時所得	
			年金	雑所得	

(11) 支払調書

生命保険会社等が死亡保険金や満期保険金等の一時金、および個人年金を支払う場合は所轄税務署に支払調書を提出することになっている。支払調書の提出対象となるものは次のとおり。ただし、源泉分離課税扱いとなる契約は支払調書の提出はない。

図表3-108

一時金	1回の支払金額が100万円を超えるもの ・直前の契約者名、契約者が支払った保険料の額、契約者変更の回数なども記載される
年金	その年中の年金の支払金額が20万円を超えるもの ・契約者と年金受取人が異なる場合は金額にかかわらず提出される

なお、契約者死亡により契約者変更が行われた場合は、「保険契約者等の異動に関する調書」が提出される。

合格のポイント

1. 契約者死亡により契約者変更が行われた場合、「保険契約者等の異動に関する調書」が所轄税務署長に提出される。

2. 個人事業主と支払保険料

(1) 支払保険料

従業員を被保険者とし、個人事業主が契約者となって支払った生命保険料は、保険の種類や保険金受取人が誰であるかによって必要経費とすることができる場合があるが、**事業主本人が被保険者**である契約の保険料は**必要経費にはならない**。

1) 定期保険

死亡保険金受取人が個人事業主である場合、その保険料は期間の経過に応じて必要経費に算入することができる。死亡保険金受取人が従業員の遺族である場合も必要経費に算入できる。ただし、特定の従業員のみを対象とする場合は、その従業員に対する給与とされる。

2) 養老保険

養老保険に係る保険金には満期保険金と死亡保険金があるが、満期保険金、死亡保険金の受取人が誰であるかによって、経理処理が異なる。

① 満期保険金、死亡保険金とも受取人が個人事業主である場合

支払った保険料は、保険契約が終了するまで資産に計上する。

② 満期保険金、死亡保険金とも従業員またはその遺族である場合

従業員に対する給与として必要経費に算入することができる。

③ 満期保険金を個人事業主、死亡保険金を従業員の遺族が受け取る場合

原則として全従業員を対象とし、かつ、普遍的加入の要件を満たす場合に限り、主契約（養老保険）保険料の2分の1を資産に計上し、残り2分の1を福利厚生費として必要経費に算入することができる。

3. 法人契約と経理処理

★★★

役員や従業員を被保険者として、法人が生命保険契約等に基づいて支払った保険料の経理処理（仕訳）は、法人税の通達により定められた方法に基づいて行われる。

(1) 仕訳と金額記入のルール

企業等の取引を「資産・負債・資本・収益・費用」という5つの要素に分けたうえで、借方と貸方にそれぞれいくらの金額を記入すべきかを定めることを仕訳という。法人契約に係る保険料の経理処理とは、この仕訳のことをいう。

合格のポイント

1. 事業主が契約者で、従業員を被保険者とする生命保険契約の場合、支払保険料を必要経費とすることができる場合がある。
 - ・ 事業主が被保険者である生命保険契約の保険料は、必要経費とならない。

仕訳は取引発生ごとに行うが、資産が増加する場合は借方（左側）に記入、収益が発生する場合は貸方（右側）に記入、保険料の支払いや借入金の返済で現金が減少する場合は貸方（右側）に記入するというように、金額の記入方法はルール化されている。

図表3-109

借方(左側)に記帳する取引		取引要素		貸方(右側)に記帳する取引
資産の増加	+	資 産	-	資産の減少
負債の減少	-	負 債	+	負債の増加
資本の減少	-	資 本	+	資本の増加
費用の発生		費用と収益		収益の発生

1) 保険料を支払ったときの仕訳

法人が定期保険料を支払ったときは、**費用の発生**として**借方（左側）に支払金額**を記入する。同時に、**保険料相当額の現金資産が減少**するため、**貸方（右側）に同額**を記入する。このように、借方の金額と貸方の金額は必ず一致する。

また、**養老保険**や**終身保険**など貯蓄性を有する商品の支払保険料は、費用の発生ではなく、**現金・預金から保険料積立金へ資産勘定の振替**（借方に増加する保険料積立金、貸方に減少する現金資産の額を記入）として処理する。

2) 法人税の基本通達の改定

法人税基本通達の改定により、定期保険および第三分野保険の保険料については、2019(令和元)年7月8日（解約返戻金相当額のない短期払いの定期保険等は同年10月8日）以後の契約から新通達が適用されている。

同日前の契約は従前の取扱いが継続されるが、同日以後、契約内容に変更があった場合は、変更以後の期間分は新通達が適用される。

(2) 定期保険および第三分野保険の保険料

★★★

死亡保険金受取人が法人である定期保険および第三分野保険（以下、定期保険等）に係る保険料は、その契約の最高解約返戻率が50%を超える場合、保険期間の当初一定期間は保険料の一部を前払保険料として資産に計上し、残額を損金に算入する。特約保険料も、その最高解約返戻率に応じて同様の取扱いとなる。

資産計上した前払保険料は、保険期間終期の所定の期間に按分して損金に算入する。

合格のポイント

1. 法人契約の定期保険等（第三分野保険を含む）の保険料は、最高解約返戻率が50%を超える場合、保険期間の当初一定期間は、保険料の一部を前払保険料として資産計上する。

1) 保険契約の区分

★★★

保険期間3年以上の定期保険等については、その契約の最高解約返戻率に応じて次の取扱いとなる。なお、**最高解約返戻率**とは、解約返戻率（各期間の解約返戻金÷その時まで支払う保険料の総額×100）が最も高くなる時の数値をいう。

図表3-110・最高解約返戻率と資産計上期間等

★★★

最高解約返戻率	資産計上期間	資産計上額（残額を損金算入）
50%以下	なし	なし（ 全額損金 ）
50%超 70%以下※1	保険期間※2の 前半4割相当期間	当期分保険料× 40%
70%超 85%以下		当期分保険料× 60%
85%超	保険期間開始日から最高解約返戻率となる期間等の終了日（※3・4・5）	当期分保険料×最高解約返戻率×70%（ただし、保険期間開始日から10年経過日までの期間は90%）

※1：最高解約返戻率が70%以下で、被保険者1人当たりの年換算保険料（支払保険料総額÷保険期間）が30万円以下の契約は全額損金に算入する。

※2：保険期間が終身の第三分野保険の保険期間は、保険期間の開始の日から116歳に達する日までを計算上の保険期間とする。

※3：資産計上期間が5年未満の場合は5年、資産計上期間が5年未満で保険期間が10年未満の場合は、保険期間の5割に相当する期間を経過する日まで。

※4：最高解約返戻率となる期間経過後に、「（当年の解約返戻金－前年の解約返戻金）÷年間保険料>70%」に該当する期間（7割超となる期間）は、引き続き保険料の一部を資産に計上する。

※5：最高解約返戻率となる期間が複数ある場合は、その最も遅い期間をいう。

① 資産計上された前払保険料の取崩期間

資産計上された前払保険料は、最高解約返戻率に応じて定められた期間に応じて均等に取り崩し、損金に算入することができる。

図表3-111

最高解約返戻率	資産計上した前払保険料の取崩期間
50%超 70%以下	保険期間の100分の75相当期間経過後から保険期間終了日までの期間（後半2.5割相当期間）において均等に取り崩す
70%超 85%以下	
85%超	解約返戻金が最高額となる期間経過後から保険期間終了日までの期間において均等に取り崩す

合格のポイント

- 定期保険等の経理処理は、その契約の最高解約返戻率の水準に応じて次のとおり。
 - ・返戻率50%以下…保険料の全額損金に算入
 - ・返戻率50%超70%以下…前半4割相当期間は当期分保険料の40%を資産計上
 - ・返戻率70%超85%以下…前半4割相当期間は当期分保険料の60%を資産計上

2) 最高解約返戻率が50%以下である契約

★★

保険期間が3年未満、または最高解約返戻率が50%以下の定期保険等については、期間の経過に応じて保険料の全額を損金に算入する。

なお、解約返戻金相当額のない短期払いの定期保険または第三分野保険については、被保険者1人について事業年度に支払った保険料の額の合計額が30万円以下であるものは、支払った事業年度の損金の額に算入することができる。

① 保険金受取人が法人の場合

定期保険料、特約保険料は、期間の経過に応じて損金に算入する。

借方		貸方	
定期保険料	100万円	現金・預金	105万円
特約保険料	5万円		

② 保険金受取人が役員・従業員の遺族の場合

加入対象者が普遍的である場合は、支払った**保険料は福利厚生費**として**損金に算入**する。ただし、特定の役員・従業員のみを被保険者とする契約の場合、特約保険料を含めてその役員・従業員に対する給与となる。

借方		貸方	
福利厚生費	105万円	現金・預金	105万円

3) 最高解約返戻率が50%超である契約

〈設例〉

被保険者を役員(40歳)、保険金受取人を法人として、最高解約返戻率65%、保険期間40年の長期平準定期保険契約の年払保険料100万円支払った。

- ① 保険期間の当初4割相当期間(16年間)、当期分保険料の40%を前払保険料として資産に計上する。

借方		貸方	
定期保険料	60万円	現金・預金	100万円
前払保険料	40万円		

- ② 4割相当期間経過後から7.5割相当期間まで(14年間)、当期分保険料の全額を損金に算入する。

借方		貸方	
定期保険料	100万円	現金・預金	100万円

合格のポイント

1. 被保険者が役員・従業員、受取人が被保険者(役員・従業員)の遺族である定期保険(最高解約返戻率50%以下)の保険料は、福利厚生費として損金に算入する。
2. 最高解約返戻率50%超85%以下の契約で資産計上した前払保険料は、保険期間の7割5分経過後から均等に取り崩して損金に算入する。

③ 7.5割相当経過日から保険期間満了までの2.5割相当期間（10年間）

借方		貸方	
定期保険料	164万円	現金・預金	100万円
		前払保険料	64万円

前半4割期間の資産蓄積額 $40万円 \times 16年 = 640万円$
 資産計上累積額を均等に取り崩す $640万円 \div 10年 = 64万円$

（3）終身保険

★★

保険金受取人が法人の場合、主契約（終身）保険料は全額を**保険料積立金**として**資産に計上**する。特約保険料は、期間の経過に応じて損金に算入する。

保険料支払い時の仕訳

借方		貸方	
保険料積立金	100万円	現金・預金	105万円
特約保険料	5万円		

保険金受取人が被保険者（役員や従業員）の遺族である場合、終身保険料は被保険者（役員・従業員）の**給与**として**損金**に算入する。

（4）養老保険

★★★

1) 満期保険金、死亡保険金とも受取人が法人である場合

★★

主契約（養老保険）保険料は全額を**保険料積立金**として**資産計上**し、特約保険料は期間の経過に応じて損金に算入する。

保険料支払い時の仕訳

借方		貸方	
保険料積立金	100万円	現金・預金	104万円
特約保険料	4万円		

2) 満期保険金、死亡保険金とも役員・従業員またはその遺族である場合

養老保険料相当額は役員・従業員に対する**給与**として**損金に算入**、特約の受取人を被保険者とする場合、特約保険料はその者の給与の扱いとなる。

合格のポイント

- 被保険者が役員・従業員、保険金受取人が法人である終身保険の保険料は、保険料積立金として資産に計上する。
 - 死亡保険金受取人を被保険者の遺族とした場合、保険料はその者の給与として損金に算入する。

3) 満期保険金を法人、死亡保険金を役員・従業員の遺族が受け取る場合 ★

原則として、すべての役員・従業員が被保険者であり、かつ、普遍的加入の要件を満たす場合に限り、**主契約（養老保険）保険料の2分の1を保険料積立金**として資産計上し、**残り2分の1を福利厚生費**として**損金に算入**することができる。特約保険料は、期間の経過に応じて損金に算入する。

福利厚生プラン（ハーフタックスプラン）支払い時の仕訳

借方		貸方	
保険料積立金	50万円	現金・預金	104万円
福利厚生費	50万円		
特約保険料	4万円		

ただし、特定の役員・従業員のみを対象とした契約の場合、福利厚生費および特約保険料部分はその役員・従業員に対する給与となる。

図表3-112・養老保険の経理処理一覧

保険金受取人		主契約保険料	災害・疾病 関係特約 保険料	配当金
死亡保険金	満期保険金			
法人		資産計上	損金算入 (注3)	資産計上額から 控除できる
役員・従業員の 遺族	役員・従業員	(注1) 給与として損金算入	損金算入 (注2・3)	益金算入
役員・従業員の 遺族	法人	$\frac{1}{2}$... 資産計上 (保険料積立金) <hr/> $\frac{1}{2}$... 損金算入 (福利厚生費 (注2))		

(注1) ただし役員給与については、損金不算入となる場合あり。

(注2) 特定の者のみを被保険者とする場合は、その者の給与の扱いとなる。

(注3) 特約保険料は損金算入する。

(5) 定期保険特約付養老保険・定期保険特約付終身保険

定期保険特約と養老保険または終身保険および特約の各保険料が保険証券等で区分されている場合は、それぞれの保険に係る経理処理と同様に計上する。

保険料が区分されていない場合は、その全部の保険料について養老保険・終身保険と同様の経理処理をする。

合格のポイント

1. 被保険者が役員・従業員、満期保険金・死亡保険金の受取人が法人である養老保険の保険料は、保険料積立金として資産に計上する。
 - ・満期保険金、死亡保険金の受取人を役員・従業員本人とした場合は給与となる。
2. 全従業員を対象に、満期保険金受取人が法人、死亡保険金受取人が被保険者の遺族である養老保険の保険料は、 $\frac{1}{2}$ を福利厚生費として損金に算入し、残り $\frac{1}{2}$ を資産に計上する。

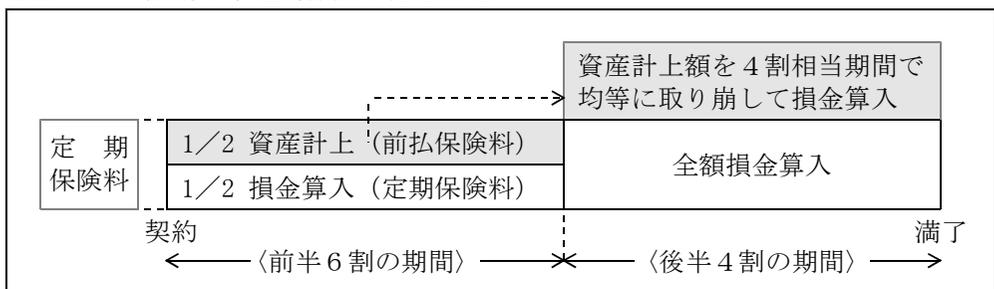
(6) 従前契約の長期平準定期保険の経理処理

契約日が2019(令和元)年7月8日前である長期平準定期保険の支払保険料は従前の経理処理に従い、保険期間の当初6割相当期間（1年未満は切捨て）は、定期保険料の2分の1を前払保険料として資産に計上し、残り2分の1を定期保険料として損金に算入する。資産計上した前払保険料は、後半4割の期間で均等に取り崩して損金に算入する。

長期平準定期保険とは下記の①②を同時に満たす平準定期保険をいう。

- ① 保険期間満了時の被保険者の年齢 > 70歳超
- ② 契約時の被保険者年齢+保険期間（年数）×2 > 105

図表3-113・長期平準定期保険の経理処理



〈設例〉被保険者を役員（40歳）、保険金受取人を法人として、80歳満了の長期平準定期保険契約の年払保険料100万円支払った。

① 契約から6割相当期間（24年間）

借 方		貸 方	
定期保険料	50万円	現金・預金	100万円
前払保険料	50万円		

② 契約から6割相当期間経過後（25年目以降40年目まで）

前払保険料として資産計上した1,200万円（50万円×24年）を期間の経過と共に取り崩し、損金に算入する

借 方		貸 方	
定期保険料	175万円	現金・預金	100万円
		前払保険料	75万円

合格のポイント

1. 2019年7月8日前契約の長期平準定期保険の保険料は、従前の経理処理に従う。

(7) 個人年金保険

1) 年金受取人、死亡保険金受取人とも法人

個人年金保険料は**保険料積立金**として**資産計上**し、特約保険料は損金に算入する。

借方		貸方	
保険料積立金	30万円	現金・預金	32万円
特約保険料	2万円		

2) 年金受取人が法人、死亡保険金受取人が役員・従業員の遺族（全従業員対象）

個人年金保険料の**10分の9**を**保険料積立金**として**資産計上**し、**10分の1**を**福利厚生費**として**損金に算入**、特約保険料は損金に算入する。なお、特定の者を被保険者とする場合、福利厚生費および特約保険料は、その者の給与・報酬の扱いとなる。

借方		貸方	
保険料積立金	27万円	現金・預金	32万円
福利厚生費	3万円		
特約保険料	2万円		

(8) 満期保険金・解約返戻金を受け取った場合の経理処理

法人が、満期保険金や解約返戻金を受け取った場合は、当該契約に係る**資産計上額**（保険料積立金、前払保険料、配当金積立金など）を**取り崩し**、受け取った**満期保険金等との差額**を**雑収入**または**雑損失**として、**益金**または**損金**に算入する。

なお、**支払保険料の全額**を**損金に算入**している契約から解約返戻金が支払われた場合は、解約返戻金の**全額**を**雑収入**として**益金**に算入する。

「保険料積立金<満期保険金」で差益が生じた場合

借方		貸方	
現金・預金	500万円	保険料積立金	460万円
		配当金積立金	15万円
		雑収入	25万円

合格のポイント

- 個人年金保険の保険料は、全額を保険料積立金として資産計上する。
- 全従業員を対象に、年金受取人が法人、死亡給付金受取人が役員・従業員の遺族とする年金保険は、保険料の9/10を資産計上し、1/10を福利厚生費として損金に算入する。

(9) 死亡保険金・高度障害保険金を受け取った場合の経理処理 ★

法人が、死亡保険金や高度障害保険金を受け取った場合は、当該契約に係る**資産計上額**（保険料積立金、前払保険料、配当金積立金など）を取り崩し、受け取った**死亡保険金等との差額**を雑収入または雑損失として、**益金または損金に算入**する。

なお、**支払保険料の全額を損金に算入**している契約から死亡保険金が支払われた場合は、死亡保険金の**全額を雑収入**として**益金に算入**する。

1) 終身保険

受け取った死亡保険金の全額を借方に計上し、当該契約に係る**保険料積立金、配当金積立金**を取り崩し、**受取保険金との差額**を雑収入として**益金に算入**する。

借方		貸方	
現金・預金	1,000万円	保険料積立金	600万円
		配当金積立金	20万円
		雑収入	380万円

上記で受け取った死亡保険金1,000万円を、退職金・弔慰金規定により役員の遺族に支払った場合の仕訳は次のとおり。

借方		貸方	
退職金	1,000万円	現金・預金	1,000万円

2) 平準定期保険

支払保険料の全額を期間の経過と共に損金に算入している契約の場合、受け取った**死亡保険金の全額**を雑収入として**益金に算入**する。

借方		貸方	
現金・預金	1,000万円	雑収入	1,000万円

支払保険料の一部を前払保険料（または前払費用）として資産計上している場合は、資産計上している**前払保険料**および**配当金積立金**を取り崩し、**受取保険金との差額**を雑収入として**益金に算入**する。

借方		貸方	
現金・預金	5,000万円	前払保険料	1,500万円
		配当金積立金	30万円
		雑収入	3,470万円

合格のポイント

1. 支払保険料を損金算入している契約から解約返戻金、死亡保険金等を受け取ったとき
 - ・受け取った解約返戻金、死亡保険金等の全額を雑収入として益金に算入する。
2. 支払保険料の一部または全部を保険料積立金として資産計上している契約から解約返戻金、満期保険金、死亡保険金等を受け取ったとき
 - ・当該契約に係る保険料積立金を取り崩し、受け取った保険金等との差額を雑収入または雑損失として、益金または損金に算入する。

3) 養老保険

① 福利厚生プラン（ハーフタックスプラン）

従業員が死亡し、福利厚生プランから従業員の遺族に死亡保険金500万円が支払われた。当該被保険者に係る保険料積立金が100万円であった場合、**保険料積立金相当額を雑損失として損金に算入**する。

従業員の遺族に死亡保険金が支払われた場合の仕訳

借方		貸方	
雑損失	100万円	保険料積立金	100万円

満期保険金を法人が受け取ったときは、満期保険金の額を借方に計上する。貸方には、当該契約に係る**保険料積立金**および**配当金積立金**を取り崩し、**満期保険金との差額を雑収入として益金に計上**する。

満期保険金を受け取った場合の仕訳

借方		貸方	
現金・預金	2,000万円	保険料積立金	900万円
		配当金積立金	10万円
		雑収入	1,090万円

(10) 入院給付金等を受け取った場合の経理処理

★

通常、入院給付金等は被保険者に支払われるが、法人契約の場合は受取人を法人とすることが一般的である。入院特約等の**特約保険料は損金に算入済み**のため、特約から**給付金等**を受け取った法人は**雑収入としてその全額を益金に算入**する。

受け取った給付金を、適正な額の範囲内で従業員に見舞金として交付した場合は、福利厚生費として損金に算入されるが、役員に支払った額が不相当に高額な場合は、役員給与として損金にならない場合がある。見舞金を受け取った役員・従業員は、その額が社会通念上妥当な額であれば非課税である。

なお、**給付金が被保険者に直接支払われる**場合は、法人は何の**処理も必要ない**。

法人が入院特約から給付金を受け取った場合

借方		貸方	
現金・預金	10万円	雑収入	10万円

法人が役員・従業員に、適正額の見舞金を支払った場合

借方		貸方	
福利厚生費	10万円	現金・預金	10万円

合格のポイント

1. 養老保険の福利厚生プランから従業員の遺族に死亡保険金が支払われた場合、当該契約に係る保険料積立金を雑損失として損金に算入する。
2. 法人が特約から入院給付金を受け取った場合、その全額を益金に算入する。従業員に見舞金として適正額を支払ったときは、福利厚生費として損金に算入する。

(11) 配当金を受け取ったときの経理処理

主契約保険料を損金算入している契約にあつては、**配当の支払通知を受けたとき**に、通知を受けた額を**雑収入として益金に算入**する。

主契約保険料を資産計上している契約の場合、配当金と同額の保険料積立金を取り崩し、据置配当にかかる利息は雑収入として益金に算入してもよい。

配当の通知を受け、配当金を据え置く場合

借 方	貸 方
現金・預金 ×××× (または配当金積立金)	雑収入 ××××

資産計上額から取り崩す場合

借 方	貸 方
現金・預金 ×××× (または配当金積立金)	保険料積立金 ×××× 雑収入 ××××

過去問題演習 - 15

生命保険料控除に関する次の記述のうち最も適切なものはどれか。なお、各選択肢において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしているものとする。

1. 養老保険の月払保険料について、保険料の支払いがなかったため、自動振替貸付により保険料の払込みに充当された金額は、生命保険料控除の対象となる。
2. 終身保険の月払保険料のうち、2024年1月に払い込まれた2023年12月分の保険料は、2023年分の生命保険料控除の対象となる。
3. 2024年4月に加入した特定（三大）疾病保障定期保険の保険料は、介護医療保険料控除の対象となる。
4. 2024年4月に加入した一時払定額個人年金保険の保険料は、個人年金保険料控除の対象となる。

2201

合格のポイント

1. 配当金は支払通知を受けたときに益金に算入する。

過去問題演習 - 16

生命保険の税金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、いずれも契約者（＝保険料負担者）および保険金受取人は個人であるものとする。

1. 契約者と被保険者が同一人である養老保険において、被保険者の相続人ではない者が受け取った死亡保険金は、相続税の課税対象となる。
2. 契約者と被保険者が同一人である終身保険において、被保険者がリビング・ニーズ特約に基づいて受け取る特約保険金は、非課税となる。
3. 契約者と年金受取人が同一人である個人年金保険において、年金受取人が毎年受け取る年金は、所得税における公的年金等控除の対象となる。
4. 契約から10年を経過した一時払養老保険を解約して契約者が受け取る解約返戻金は、所得税において総合課税の対象となる。

2309

過去問題演習 - 17

契約者（＝保険料負担者）を法人とする生命保険に係る保険料等の経理処理に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、いずれの保険契約も保険料は年払いかつ全期払いで、2024年4月に締結したものとする。

1. 被保険者が役員、死亡保険金受取人が法人である終身保険の支払保険料は、その全額を資産に計上する。
2. 被保険者が役員・従業員全員、死亡保険金受取人が被保険者の遺族、満期保険金受取人が法人である養老保険の支払保険料は、その全額を損金の額に算入することができる。
3. 被保険者が役員・従業員全員、給付金受取人が法人である医療保険について、法人が受け取った入院給付金および手術給付金は、その全額を益金の額に算入する。
4. 被保険者が役員、死亡保険金受取人が法人で、最高解約返戻率が80%である定期保険（保険期間30年）の支払保険料は、保険期間の前半4割相当期間においては、その60%相当額を資産に計上し、残額を損金の額に算入することができる。

2401

第2章 損害保険と税金

1. 個人契約 ★★★★

(1) 地震保険料控除 ★

個人が一定の地震保険を契約して保険料や掛金を支払った場合、**所得税**では**支払保険料の全額（5万円限度）**、**住民税**では**支払保険料の2分の1相当額（2.5万円限度）**が地震保険料控除としてその年の所得から控除される。

なお、2年以上の長期契約の場合は、保険料を各年に按分した額を基礎として控除額を計算する。また、建物所有者と地震保険契約者が異なる場合、保険契約者が建物所有者の配偶者または生計一親族である場合は、地震保険料控除の対象となる。

(2) 長期損害保険契約の経過措置

2006(平成18)年12月31日以前に契約した長期損害保険契約（地震保険料控除の適用を受けるものを除く）については、経過措置として**従前の長期損害保険料控除**が適用される。ただし、**地震保険料控除と合算して5万円が控除限度額**となる。

図表3-115・経過措置の長期損害保険料控除〈所得税〉

年間保険料の額	控除額
10,000円以下	保険料・掛金の合計額
10,000円超～20,000円以下	(保険料・掛金の合計)×1/2+5,000円
20,000円超	15,000円

図表3-116・経過措置の長期損害保険料控除〈住民税〉

年間保険料の額	控除額
5,000円以下	保険料・掛金の合計額
5,000円超～15,000円以下	(保険料・掛金の合計)×1/2+2,500円
15,000円超	10,000円

(3) 地震保険料控除の手続き

年末調整で適用を受ける場合は、損害保険会社から送付される地震保険料控除証明書「給与所得者の保険料控除申告書」に添付して勤務先に提出する。

確定申告で適用を受ける場合は、原則として地震保険料控除証明書を確定申告書に添付し地震保険料控除の申告をする。

合格のポイント

1. 所得税の地震保険料控除は支払った保険料の全額（5万円限度）、住民税においては支払った保険料の1/2（2.5万円限度）が控除される。
 - ・経過措置として、2006(平成18)年12月31日以前に契約した長期損害保険契約は、従前の長期損害保険料控除が適用される。
 - ・地震保険料控除と長期損害保険料控除の合算控除額は5万円を上限とする。

(4) 個人契約の保険金と税金

★★★

損害保険契約に基づいて保険会社から支払われた保険金の取扱いは以下のようになる。

1) 火災保険

★★

家屋や家財が、火災・爆発等の事故で損害を受けたことにより支払われる保険金は**非課税**である。家屋の再築や家財の購入をしない場合も非課税である。

2) 自動車保険

★★

図表3-117

車 両 保 険 金	非課税 （車両を修理しない場合も非課税）
対人・対物賠償金	人身事故や物損事故で支払いを受けた保険金は非課税
搭乗者傷害保険金 自損事故保険金	死亡保険金を除き、原則として非課税。死亡保険金は契約形態により、相続税、贈与税、所得税の対象
無保険車傷害保険金	被保険者や被保険者の父母、配偶者、子が受け取る場合は、非課税

3) 賠償責任保険

被害者またはその家族が支払いを受ける賠償責任保険からの保険金、**損害賠償金、見舞金、慰謝料等**はいずれも**非課税**となる。

4) 傷害保険

★★

死亡保険金は生命保険と同様に契約形態に応じて**相続税**（非課税枠の適用あり）、**贈与税、所得税**の課税対象となる。

後遺障害保険金、**入院給付金**、手術給付金、医療費用保険金、介護費用保険金、**所得補償保険金**などは**非課税**となる。

5) 満期返戻金と税金

個人が受取人である積立型損害保険の**満期返戻金**（解約返戻金を含む）は、**一時所得**として所得税、住民税の課税対象となる。なお**受取人が契約者以外**の場合は**贈与税**の課税対象となる。

$$\text{一時所得の金額} = \text{受取保険金額} + \text{配当金} - \text{払込保険料総額} - \text{特別控除額 (50万円限度)}$$

- ・**年金払積立傷害保険**の年金給付は**雑所得**として所得税、住民税の課税対象となる。

合格のポイント

1. 個人が受け取る火災保険金、車両保険金、損害賠償金、見舞金、慰謝料などは非課税。
2. 傷害（死亡は除く）を支払事由とする保険金、給付金は非課税。
3. 傷害保険の死亡保険金は、契約形態に応じて相続税・贈与税・所得税の対象となる。
4. 満期返戻金は、契約形態に応じて所得税（一時所得）または贈与税の対象となる。

(5) 税金の減免

1) 雑損控除（所得控除）

本人または生計を一にする総所得金額等が48万円以下の配偶者やその他の親族が保有する住宅や家財、その他生活に通常必要な動産が、震災、風水害、雪害、落雷、噴火などの自然災害、火災、火薬類の爆発などの人為災害、盗難や横領などで損害を受けたときに控除の対象となる。

損失額の算定にあたって、受け取った保険金や損害賠償金があるときは、損失額から控除する。その年に控除しきれなかった損失額があるときは、翌年以降最大3年間（特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失は5年間）にわたり、繰り越すことができる。

2) 災害減免法（税額控除）

住宅や家財が災害（火災・落雷・地震・風水害等）によって損害を受け、その損害額が時価の2分の1以上となった場合で、損害を受けた者のその年の所得金額が1,000万円以下と見込まれる場合は所得税の減免を受けることができる。

受け取った保険金や損害賠償金があるときは、損失額から控除する。また、雑損控除と災害減免法のいずれも適用可能な場合はいずれかを選択して適用する。

2. 個人事業主と損害保険

(1) 支払保険料

個人事業主が支払った損害保険料のうち、**事業にかかわるものは必要経費に算入**することができる。ただし、満期返戻金付きの長期契約（保険期間3年以上）の場合、積立部分の保険料（平準積立保険料）は保険期間満了までは資産計上し、その他の掛捨て部分については保険期間の経過に応じて必要経費に算入する。

1年を超える期間の保険料を一括して支払った場合、必要経費にできる額は、その年（1月1日から12月31日まで）に対応する期間分に限られる。

- ① **店舗併用住宅に火災保険**を付保する場合、**必要経費に算入**できるのは原則として**店舗部分（事業用資産）に係る保険料部分のみ**である。
- ② 住居部分（居住用資産）に係る地震保険料は、所得税、住民税における地震保険料控除の対象となり、居住用部分が90%以上あれば、保険料全額を居住用資産に係る保険料とみなしてもよいとされている。

合格のポイント

1. 個人事業主が支払った損害保険料のうち、事業にかかわるものは必要経費となる。
2. 全従業員を対象に福利厚生制度として利用する場合の保険料は必要経費となるが、事業主本人が被保険者となる契約の保険料は必要経費とはならない。
3. 建物、営業用什器、備品等の損害で受け取った火災保険金は非課税となる。

- ③ 個人事業主が契約者となり、従業員の居住家屋や家財の火災保険の保険料を負担した場合や従業員を被保険者として傷害保険の保険料を負担した場合の経理処理、課税関係は次のとおりである。

事業主本人を被保険者とする契約の傷害保険の保険料は必要経費にはならない。

図表3-118・契約者が個人事業主である場合の課税関係

被保険者	保険金受取人		保険料の課税関係	
	満期金	満期金以外の保険金	事業主	従業員
事業主	事業主	事業主	必要経費算入不可	—
従業員	事業主	事業主	積立部分は資産計上	非課税
従業員	事業主	従業員・従業員の遺族	掛捨て部分は必要経費	非課税(注)

(注) 特定の従業員のみを被保険者とする場合は給与扱い。

(2) 保険金と税金

1) 火災保険

- ① **建物、営業用什器、備品等**に関する保険金は**非課税**である。
- ② **商品（棚卸資産）に関する保険金**は、事業所得の**収入金額に計上**する。
- ③ 事業用固定資産の損害に対する保険金が、残存簿価を下回る場合は**補てん不足部分を必要経費**に算入するが、保険金が残存簿価を上回る場合、**超過部分は非課税所得**として扱う。

2) 自動車保険

- ① **車両を修繕**した場合は、**保険金**を事業所得の**収入金額**、**修繕費を必要経費**に計上する。**廃車処分**とした場合は、その損害額（残存簿価）から車両保険金を差し引いて**必要経費となる損害額を算出**する。**簿価を上回る部分の保険金は非課税**である。
- ② 搭乗者傷害保険金、自損事故保険金、無保険車傷害保険金は個人契約と同じ扱いである。

3) 傷害保険

事業主本人は**個人と同じ**。保険料を必要経費としている契約から、従業員の傷害等に起因する保険金を個人事業主が受け取った場合には、事業所得の収入金額に計上し、見舞金や従業員の死亡退職金等として支給した場合は必要経費となる。

合格のポイント

1. 商品（棚卸資産）の損害等に係る損害保険金は、事業所得の収入金額に計上する。
2. 業務用車両の事故により受け取った車両保険金は、事業所得の収入金額となり、修繕費は必要経費となる。
 - ・「車両保険金＞修繕費」である場合、超過部分は非課税となる。
 - ・「車両保険金＜簿価」で廃車処分した場合、差額は除却損として必要経費となる。

4) 満期返戻金と税金

満期返戻金（契約者配当金を含む）は一時所得となり、他の一時所得と合算して課税額が算出される。事業主本人に係る満期金と従業員部分の満期金が同一年に生じる場合は、事業主部分と従業員部分を分けて計算したのちに合算する。

個人事業主本人

$$\text{課税対象額} = \{(\text{満期返戻金} + \text{契約者配当金}) - (\text{保険料払込総額}) - 50\text{万円}\} \times \frac{1}{2}$$

従業員部分

$$\text{課税対象額} = \{(\text{満期返戻金} + \text{契約者配当金}) - (\text{積立保険料合計額}) - 50\text{万円}\} \times \frac{1}{2}$$

5) 損害賠償金と税金

賠償金を取得したときは次のとおりである。

- ① 身体の傷害に関して取得した賠償金は非課税である。
- ② 事業用資産に関しては、損害額が必要経費となる。損害賠償金を受け取った場合の損害額は、損害賠償金の額だけ差し引くことになる。

3. 法人契約 ★★

(1) 損害保険料の経理処理 ★

法人が支払った損害保険料のうち、**事業にかかわるものは損金に算入**することができる。ただし、満期返戻金付きの長期契約（保険期間3年以上）の場合、**積立部分の保険料**（平準積立保険料）は**保険期間満了までは資産計上**し、その他の**掛捨て部分**については保険期間の経過に応じて**損金に算入**する。

1年を超える期間の保険料を一括して支払った場合、**損金に算入できる額は、その事業年度に対応する期間分**に限られる。

1) 役員・従業員を被保険者とする損害保険の経理処理 ★

役員・従業員を被保険者として傷害保険の保険料を法人が負担した場合の経理処理、課税関係は次のようになる。

すべての役員・従業員を被保険者、死亡保険金受取人を役員・従業員の遺族とする普通傷害保険の保険料は福利厚生費として全額損金に算入することができる。

合格のポイント

1. 法人が支払った損害保険料のうち、事業にかかわるものは損金に算入する。
 - ・ 保険料一括払いの場合、損金に算入できるは、当該事業年度に係る保険料のみ。
2. 全従業員を被保険者、死亡保険金受取人をその遺族とする普通傷害保険の保険料は、その全額を福利厚生費として損金に算入できる。
 - ・ 本契約から遺族に直接死亡保険金が支払われた場合、法人は経理処理が不要。

図表3-119・契約者が法人である場合の課税関係

被保険者	保険金受取人		保険料の課税関係	
	満期金	満期金以外の保険金	法人	従業員
役員	法人	法人	積立部分は資産計上	非課税
従業員	法人	役員従業員・その遺族		掛捨て部分は損金

(注) 役員または特定の従業員のみを被保険者とする場合は給与扱い。

(2) 保険金と税金

★★

1) 火災保険

★

建物等の資産の損害により受け取った**火災保険金等は益金に算入し、損害額を損金に算入**する。滅失等した資産の残存簿価より、支払いを受けた保険金の額が大きければ保険差益が発生し、法人税の課税対象となる。

損害を受けた資産が建物等の固定資産である場合は、支払いを受けた保険金で支払いを受けた事業年度に**代替資産を取得・改良**した場合は**圧縮記帳**が認められる。なお、圧縮記帳の対象となる保険金は、固定資産の滅失または損壊があった日から3年以内に支払いの確定したものに限られる。

【参考／圧縮限度額の計算式】

$$\text{圧縮限度額} = \text{保険差益} \times \frac{\text{代替資産に使った保険金 (分母の金額限度)}}{\text{保険金等の額} - \text{建物滅失等により支出した経費}}$$

(注)

(注) 保険差益 = 保険金 - 建物滅失等により支出した経費 - 帳簿価額

2) 自動車保険

図表3-120

★

車両保険金	車両を修繕した場合、修繕費は損金に、保険金は益金に算入する。保険金で 代替車両を取得 した場合は 圧縮記帳 が認められる。
対物賠償金	損害賠償金は雑収入として益金に、損害額を損金に算入
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対人賠償金、搭乗者傷害保険金、自損事故保険金、無保険者傷害保険金などを会社が受け取った場合は雑収入として益金算入。その保険金を見舞金等として適正額を従業員に交付した場合は、交付した額を福利厚生費として損金算入。 ・ 保険会社から運転者（従業員）に直接支払われた搭乗者傷害保険金、自損事故保険金、無保険車傷害保険金などは、死亡保険金を除き、原則非課税。 	

合格のポイント

1. 法人が受け取った火災保険金等は益金に算入し、損害額を損金に算入する。
2. 法人が受け取った保険金等で代替資産を取得した場合は圧縮記帳の対象となる。
 - ・ 車両保険金で代替車両を取得した場合は圧縮記帳の対象となる。

3) 傷害保険 ★

- ① 法人が役員・従業員に係る傷害保険金を受け取った場合には、雑収入として益金に算入する。保険金のうち適正な額を、従業員やその遺族に見舞金や弔慰金として支払った場合は損金に算入する。
- ② 死亡保険金が支払われた際に資産に計上された積立保険料がある場合、資産に計上していた金額のうち当該被保険者分については雑損失として処理する。契約終了に伴う返戻金が生じる場合は、雑収入として処理する。
- ③ **払込保険料の全額を損金に算入**している任意自動車保険や普通傷害保険から、**死亡した従業員の遺族**や被害者である相手方に、保険会社から**直接保険金が支払われたとき**、あるいは被保険者である従業員に傷害保険金等が直接支払われたときなどは、その**保険金に係る経理処理は不要**である。

4) 満期返戻金と税金

積立型損害保険契約の**満期返戻金等**（解約返戻金を含む）を受け取った場合はその全額を**益金に算入**し、資産に計上していた**積立保険料を取り崩して損金に算入**する。

5) 損害賠償金と税金

法人が賠償金を取得したときは、損害賠償金は益金に計上し、損害額を損金に算入する。なお、法人が賠償金を支払ったときは次のとおりである。

- ① 業務に係る賠償金で、役員・従業員に故意または重過失がない場合は、役員・従業員の給与以外の損金に算入する。
- ② 業務外の賠償金および業務に係る賠償金で、役員・従業員の故意または重過失によるもの場合は、役員・従業員に対する債権として処理する。

合格のポイント

1. 法人が満期保険金等を受け取った時は、満期保険金等の額を益金に算入し、積立保険料を取り崩して損金の額に算入する。
2. 次の場合は、契約者である法人は、支払保険金に係る経理処理は不要である。
 - ・任意自動車保険から、対人賠償保険金等が直接被害者に支払われた場合。
 - ・傷害保険等から、傷害保険金等が直接従業員（被保険者）に支払われた場合。

過去問題演習 - 18

個人を契約者（＝保険料負担者）とする損害保険の課税関係に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 自宅建物を保険の対象とする火災保険に地震保険を付帯して契約した場合、火災保険料と地震保険料の合計額が地震保険料控除の対象となる。
2. 自宅建物が水災で損害を被ったことにより契約者が火災保険から受け取った保険金は、一時所得として課税対象となる。
3. 被保険自動車を運転中に自損事故を起こした契約者が自動車保険の車両保険から受け取った保険金は、その自動車の修理をしない場合、一時所得として課税対象となる。
4. 契約者を被保険者とする普通傷害保険において、被保険者が業務中の事故で死亡して配偶者が受け取る死亡保険金は、相続税の課税対象となる。

2009

合格のポイント